

郡山市女性消防協力会補助金交付要綱

平成 10 年 8 月 3 日制定

[総務部防災危機管理課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市消防団の各地区隊における女性消防協力会の活動の円滑な推進を図るため、女性消防協力会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「女性消防協力会」とは、隣保協力して防火意識の高揚に努め、火災発生を未然に防止することを目的とする女性により組織された団体をいう。

(補助対象協力会)

第 3 条 補助の対象となる女性消防協力会は、郡山市消防団の各地区隊の管轄する地区を最少単位として組織された団体で、補助の対象となる年度前 1 年以上活動を行っていると市長が認めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 補助の対象となる経費は、女性消防協力会の運営に要する経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で年度ごとに交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 補助金の対象となる年度の 4 月 1 日における会員数（全世帯加入の女性消防協力会にあっては、その代議員数。以下同じ。）が 300 人以上の場合 150,000 円

(2) 補助金の対象となる年度の 4 月 1 日における会員数が 100 人以上 300 人未満の場合 75,000 円

(3) 補助金の対象となる年度の 4 月 1 日における会員数が 100 人未満の場合 50,000 円

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする女性消防協力会は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 女性消防協力会の規約

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた女性消防協力会は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(解散した場合の補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の概算払を受けた女性消防協力会が年度の途中に解散した場合は、当該年度の補助金の返還を命ずることができる。ただし、女性消防協力会の活動の期間その他の実績を考慮して市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成10年8月3日から施行し、平成10年度以後の年度分の補助金について適用する。

(郡山市婦人消防協力会補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市婦人消防協力会補助金交付要綱（昭和61年7月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。